(1) 歎願書ノ趣旨ハ諒解スルモ目下ノ事業ノ現状ハ如何

(2) 本坑ハ創業日淺ナルヲ以テ漸次改善ノ意図ナルモ歎願書記載ノ如キ易恩施ナリトセハ廃坑ヲモ辞セサルカ如何思フヤ

(3) 本要求ハ従業員ノ総意ナルヤ将又組合幹部不平分子ノ煽動ナルヤ

ト問セシニ対シ代表者等ハ何等答ヘナクシテ退ケリ

坑長ハ受理セル歎願書ヲ附ス

第一項――不承認　第二項ノ(イ)(ロ)(ハ)共ニ承認

第三項――工場法ニヨリ目下實行中　第四項――不承認